

令和7年8月

藤沢市農業委員会総会

日時：令和7年8月25日（月）午後2時30分～

場所：本庁舎5階 5-1・5-2会議室

藤沢市農業委員会

藤 沢 市 農 業 委 員 会 総 会 会 議 録

藤沢市農業委員会総会を令和7年8月25日(月)本庁舎5階 5-1・5-2会議室に招集する。

出席委員は、次のとおり

1 番	落 合 喜 治	1 6 番	井 出 茂 康
2 番	小 林 正 幸	1 7 番	漆 原 豊 彦
3 番	永 野 良 徳	1 8 番	北 村 利 夫
4 番	田 代 恵美子	1 9 番	宮 治 政 彦
5 番	西 山 弘 行	2 0 番	安 藤 康 彦
6 番	関 根 栄 一	2 1 番	佐 藤 智 哉
7 番	齋 藤 義 治	2 2 番	澤 野 孝 行
8 番	井 上 哲 夫	2 3 番	平 川 勝 昌
9 番	上 田 洋 子	2 4 番	神 崎 享 子
1 0 番	吉 川 誠		
1 3 番	吉 原 豊		
1 4 番	加 藤 登		
1 5 番	伊 澤 忠 治		

欠席委員は、次のとおり

1 1 番	飯 田 芳 一	1 2 番	三 上 健 一
2 5 番	砂 川 耕 介		

農業委員会事務局職員の出席は、次のとおり

事務局長	山 本	主 幹	坂 間	上級主査	松 森
主 査	久 保				

委員会の日程は、次のとおり

- 日程第 1 議案第 28号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 2 議案第 29号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 3 議案第 30号 非農地証明願について
- 日程第 4 議案第 31号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願  
について
- 日程第 5 議案第 32号 農地法施行規則第95条の該当の有無に関する農業委  
員会意見書について
- 日程第 6 議案第 33号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案  
に対する意見について
- 日程第 7 報告第 14号 農地の貸借の合意解約通知について
- 日程第 8 報告第 15号 藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告につ  
いて

開会 午後2時30分

事務局（山本事務局長） 皆様、定刻となりましたので、ただいまから8月の「藤沢市農業委員会総会」を開催させていただきます。

本日の委員の出席状況を申し上げます。委員の総数25名、欠席が3名で、出席者数は22名でございます。

それでは、初めに、齋藤会長から御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

会長（齋藤義治委員） 皆さん、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中を、また、大変暑い中を総会にお越しをいただきまして、まことにありがとうございます。

現在、大阪では万博が開かれております。当初は、あまり人気がなかったのですが、ここへ来て、夏休みということもあって、大分人気があるようでございます。

中でも私が気になっているのは、iPS細胞でつくった心臓というものがありまして、これをぜひ見たいと思っておりますけれども、医学の進歩というのは非常に素晴らしいものでございます。

多分皆さんも、このiPS細胞、試験管の中で動いているような映像をテレビ等で見たことがあると思いますが、そのiPS細胞を心臓に貼り付けるらしいんですね。3枚ぐらい貼り付けると、そうすると、重い心臓病がかなり回復をするということが、現在、治験の段階ですが、立証されておりまして、また、それによって社会復帰を果たしたということも、いろいろ報道をされております。

このように、医学では「病気を治す」という希求の道がどんどん開けております。

また、私たちの周りを見渡しても、時代はどんどん変わっておりまして、ついこの間まで、電車に乗るのには切符を買って改札を通過していたのですが、今は全て自動改札になりました。

また、スーパーに行っても、今まではレジで、手で入力をしていましたけれども、それがどんどん自動のレジになってきています。

そして、ファミレス等では、配膳のサービスを、最近はほとんどロボットが行っているということが日常でございます。

いろいろなことを見渡しますと、どんどんどんどん進化をしているなどということは感じるのですが、そこで、農業はどうかと考えてみますと、「スマート農業」ということで、いろいろな新しい農機具が開発をされております。無人で走るトラクター、あるいは無人の田植機、そのほかにドローンを使っての施肥ですとか、そういうことが農業の中でも進んでおりますが、これは、開発を含めて、かなりの費用がかかっておりますので、農業は個人経営者が多いわけですから、その方たちに浸透するのに、あと何年かかるのか、この先のことですら分かりませんが、いずれは耕うんですとか種まきですとか収穫、こういう作業がロボットに代わる時代が来るのではないかなということ、気になっております。

先日も、中国でヒト型のロボット、二足歩行ですが、そのロボットのオリンピックと言いますか、そういうことが開かれておりました。その映像を見ますと、まだ、昔の活動写真ができた頃の人間のような動きですが、あと2、3年もすれば、人間と同じ動き方ができるということは、その関係者の方もいろいろ言っておりました。

そうなってくると、ヒト型のロボットが農業にも、収穫や、あるいは耕うんなどにどんどん入ってくるのかなと思います。

先ほども申しましたように、かなりの開発費用もかかっていますから、一般にはなかなか浸透はしないと思いますけれども、大規模農家をやっている方ですとか、そういう方々に順次入って行って、いずれは安くなっていくだろうと思います。そういうことがいろいろ考えられます。

今回、大阪の万博が一つの転換点というか、時代の境目になるような気がしていることも事実でございます。今までの万博を見ましても、万博を機にいろいろ変わったという報道もされておりますので、多分この先、何年後かには、

2025年の万博を境にこういうふうに変った、という話が語られる日も来るとお思いますので、農業経営をしている皆さん方も、ぜひそちらのほうにも目を向けていただいて、いろいろなことで情報を収集していただきたいなと思っております。

それでは、8月の総会を開会いたします。

よろしく御協力のほどをお願い申し上げまして、挨拶に代えさせていただきます。

事務局（山本事務局長） 会長、ありがとうございます。

これより議事に入りますが、藤沢市農業委員会総会会議規則第5条の規定によりまして、齋藤会長に議長をお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。

議長（齋藤義治委員） それでは、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

なお、本会議を公開することに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） 事務局、本日の傍聴人はいらっしゃいますか。

事務局（久保主査） いいえ、いらっしゃいません。

議長（齋藤義治委員） はい。

それでは、これより会議を開きます。

なお、議事録署名人につきましては、議席番号順により1番の落合喜治委員と3番の永野良徳委員の御両名をお願いいたします。

これより議事に入ります。

日程第1、議案第28号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

なお、本議案、番号2については、農業委員等の案件となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限により、対象委員はしばらくの間、退席をお願いいたします。

[対象委員 退席]

議長（齋藤義治委員） それでは、本議案、番号2について、事務局からの説明を求



議案第28号、番号2について、許可をすることに御異議はございませんか。

「異議なし」の声多数

議長（齋藤義治委員） それでは、議案第28号、番号2について、許可することに決定をいたします。

退席している委員の入室をお願いいたします。

[退席委員 入室]

議長（齋藤義治委員） 続きまして、番号1について、事務局からの説明を求めます。

松森上級主査。

事務局（松森上級主査） 番号1。譲受人、住所氏名、記載のとおり。従事者4人。

所有面積、168a。耕作面積、168a。譲渡人、住所氏名、記載のとおり。

当該農地、今田の2筆。地目、いずれも田現況畑。地積、2筆合計749㎡。

権利の種類、売買による所有権移転。申請理由、譲受人、農業経営規模拡大のため。譲渡人、譲受人の要望による。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

22番、澤野委員。

22番（澤野孝行委員） 資料は1ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、「県立藤沢工科高等学校」より北に約200mの土地になります。

地区協におきまして、譲受人と面談いたしました。

譲受人は、今田で果樹の栽培により農業経営を行っています。

このたび、農業経営規模拡大を図るため、当該農地を新たに取得することです。

申請地につきましては、ナシを栽培する計画です。

地区協の意見といたしましては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えております。

以上です。



以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。

それでは、番号1について意見を求めます。

18番、北村委員。

18番（北村利夫委員） 資料は5ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、県道丸子・中山・茅ヶ崎線にある「コメリハード&グリーン藤沢用田店」より北東に約300mの農地になります。

農地の区分は、農用地区域外であり、第1種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地と判断できます。

譲受人は、外構工事業を営んでおり、綾瀬市に資材置場を賃借していますが、土地所有者より立ち退きを求められているため、規模的にも都合がよい本申請地を代替地として転用するものです。

申請地は、北東側が道路、南東側には農業用倉庫があり、北西側が水路及び駐車場、南西側が畑になっております。

出入口と南東側以外の部分については、単管パイプ及び地上高0.2～0.6mの土留めの鋼板を設置し、土砂等の流出を防ぎます。なお、南東側の一部は、隣接地との高低差がないため、被害防除措置は行わないとのことです。

敷地内は転圧の上、砕石敷きにして、雨水については、敷地内浸透処理とします。

地区協においては、譲受人と面談し、道水路や周辺に残る農地に影響がないよう十分配慮することなどについて指導しました。

以上です。

議長（齋藤義治委員） 他に意見はございませんか。

— — — — —  
— — — — —

議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、続きまして、番号2について意見を求めます。

4番、田代委員。

4番（田代恵美子委員） 資料は7ページをお開きください。

本件の申請地につきましては、引地川にかかる「秋本橋」から南西に約50mの土地になります。

本件につきましては、造成する土量が多く規模が大きいため、農地法第5条の一時転用許可申請を行ったものです。

本申請地は、農用地区域内農地及び第3種農地です。農用地区域内農地は、本来は転用できませんが、転用内容が田から畑への造成工事という一時転用申請のため、農地に戻す前提で申請されていますので、例外的に許可できる案件となります。

また、譲受人は譲渡人の要望により、一時的に申請地を借り受け、田から畑への造成工事を行い、工事完了後に畑として譲渡人に引き渡すものです。

譲渡人は、農地造成工事後、ナスやエダマメ等の作付けを行う計画です。

申請地は、北側が譲渡人所有の雑種地、西側が道水路及び宅地、東側が道水路、南側が田及び水路になっております。

西、東、南側の水路に接している部分については、境界から約0.3mの離隔をとり、30度未満の勾配で盛土をし、地上高0.2mの土留め鋼板を設置します。その他の境界については、すり付けにより仕上げます。

盛土の高さは、最大で約1mで、上層0.1m分は黒土、下層については、赤土を搬入する計画です。

搬入土量につきましては、約1,546立法メートル。搬入車両は4トン車で、搬入する土の採取場所は、横浜市港南区にあるストックヤードであり、土の成分については、分析調査書により土質に問題がないことを確認しております。

工事中は、工事車両の沈下を防ぐ目的で、搬入路である北側の譲渡人所有の敷地内に鉄板を敷設します。

なお、神奈川県砂防課には、盛土規制法の手続きが不要であることを確認しております。

地区協においては、譲受人及び譲渡人と面談し、周辺に残る農地や隣接地に







1 ページ目は、関東農政局長からの依頼文書の写し、2 ページ目から3 ページ目は、農地法施行規則第95条の該当の有無に関する農業委員会意見書の案でございます。

4 ページ目から11 ページ目は、入札参加申込者の申請資料、12 ページ目から14 ページ目は、他市町村の耕作証明書、15 ページ目は、参考として農地法施行規則第95条の条文を掲載させていただいております。

入札参加申込者の申請資料及び耕作証明書を確認したところ、農地法第3条第2項各号には該当しないことから、配付資料の2 ページ目及び3 ページ目の意見書案につきましては、記載のとおりとしまして、関東農政局へ提出させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（齋藤義治委員） 事務局からの説明が終わりました。それでは、本件について、何か御意見がある方は、お願いをいたします。

井上委員。

8 番（井上哲夫委員） 地区協で確認をしておけばよかったのですが、ちょっと怠りまして、この場で確認をさせていただきたいと思っております。

これが、国有地ということで、民・民ではないということで、これは、第3条で許認可に関するものが、また、この農業委員会に出るということでしょうか。その辺のところを、お聞きしたいと思っております。

議長（齋藤義治委員） 松森上級主査。

事務局（松森上級主査） 関東農政局に確認しましたところ、所有権移転については、職権で行うということでした。ですので、こちらの委員会には、3条の届出か、もしくはこういった場で説明をさせていただきたいと考えております。

8 番（井上哲夫委員） そうすると、今、1 件しかないということですが、入札参加者がね。

事務局（松森上級主査） はい。

8 番（井上哲夫委員） 落札された場合は、そういう形で、一応3条で上がってくる

ということですかね。

議長（齋藤義治委員） 坂間主幹。

事務局（坂間主幹） 3条の中に、よく議案の中にある許可申請、農業委員会が許可をするもの、あともう一つ、3条の届出というものがあります。届出というのは、農業委員会の許可ではなくて、相続とかが発生した場合に、農業委員会に対して、私が相続をしましたよ、今後この農地は私が管理していきますよ、というものになります。

今回の案件につきましては、今回の意見書をもって、関東農政局で、農地法3条の許可申請と同じような意味合いという形で、これが通りましたら、農政局の職権で登記の所有権移転をしてしまうということです。

なので、今後、農業委員会には「許可申請」という形では出てこないで、今後、取得した後に、私がこの農地を取得しましたよ、という農地法3条の届出が出てくる運びになろうかと考えております。

以上です。

8番（井上哲夫委員） そうすると、これを落札した人が、農業委員会に来るということはないわけですね。

事務局（坂間主幹） はい。農業委員会へ来るということはございません。例えば事務局には、3条の届出を出すときにお見えになるという可能性はありますが、まれに代理人が来ることもございますので、御本人がお見えになるかどうかというのは、確認はとれておりませんけれども。

8番（井上哲夫委員） 分かりました。

議長（齋藤義治委員） ほかに何かございませんか。

井出委員。

16番（井出茂康委員） 要望というか、アレですけれども、この買われる方は、結構遠いところの方ですよ。うちの御所見でも、辻堂の方とかいろいろなところの方が買われていて、「農業をやるんですか」という確認をしても、「やります」という話で買われる方も結構いらっしゃるんですよ。

いらっしゃるのですが、結局、でっかい草がいっぱいになっていて、誰もや

らないとか、ああきれいになった、今度やるのかなと思っていたら、雑草が生えてきたりするので、そうなってしまうと、結局荒廃地化していくことが、すごく多いので、そこら辺をどこがどういうふうに管理できるのかですよね。これだけ遠い方で、話もできないじゃん、とかということになってきたりすると、思うんですね。

だから、まあ許可しないとかなんかというつもりはないんですよ。その人は、もしかしたら一生懸命やられる方かもしれないので、許可するとかしないとかというものは別問題としても、そのようなところに注目点を置いて、将来的にずっと農業を続けられるような土地、そこで農業ができるような形の場所にしていかないと、結局荒廃地化して続かない農地になってしまうのではないかと。

そうなってしまえば、農業委員会がここで許可をして、農地として守ろうと一生懸命やっていく意味がどこにあるのかなということ、たまに疑問に思ったりするので、そこら辺はどうにかできないものではないかという意見です、話です。

議長（齋藤義治委員） それでは、ただいまのは意見としてお聞きしておいて、後は事務局でいろいろ検討をお願いいたします。

事務局（坂間主幹） はい。

議長（齋藤義治委員） そのほかに何かございますか。——それでは、私から2、3質問をしたいのですが、今も井出委員からお話があったように、遠くのほうから来られるということですがけれども、これは、関東農政局が地元の農業委員会に、この農地のあっせん等を依頼するということはないんですか。地元の人ほとんど知らないですよ。

「知らないですね」の声

だから、まず、そういうことはないのかどうか、それが1点です。

それと、この書類の中で、皆さんもぜひ見ていただきたいのですが、「耕作証明願」というのがありますよね。この耕作証明が愛川町と鎌倉市から出ているのですが、内容を見ますと、愛川町のほうは、ちゃんと判こが押してあって、住所等が書いてあるのですが、鎌倉市のほうは、印鑑もないし、畑の住所もな

く、ただ174㎡と書いてあって、どこの土地なのか、さっぱり分からない。

これは、こういうところで答えていただくのはアレですが、多分農業委員会の事務職の研修会があると思いますので、そういうときに、耕作証明の、要するに一定したものを出していただかないと、これは本当に耕作をしているのか、どこで耕作をしているのかも、さっぱり分からないし、何か同じものを、一定のものを出せるようなことを考えていただきたいと思いますので、その辺も意見として申し上げておきます。ぜひとも統一したものを耕作証明として出していただくということを……。

これは、関東農政局だって、判こも押していないし、住所も分からない耕作証明では、果たしてこれでいいものかと思ったんですがね。

8番（井上哲夫委員） これは地元の、愛川町の農業委員会か何かに確認をすることはできないんですかね。

議長（齋藤義治委員） 愛川町はいいんですよ。愛川町はいいんですけども、鎌倉市のほうが、これを見てみると、ただ、174㎡で、どこの土地を174㎡耕作しているのかというのが分からないんですよ。判こも押していないですよ。

坂間主幹。

事務局（坂間主幹） 今の耕作証明の話ですけれども、鎌倉のほうは、確かに判こを押していないような……

議長（齋藤義治委員） 住所も書いていないですね。

事務局（坂間主幹） はい。それで、耕作証明の住所ですけれども、我々事務局から見て、愛川町の耕作証明は随分丁寧だなというのが実際です。湘南地域というのは、恐らく藤沢も……

議長（齋藤義治委員） こんなものですか。

事務局（坂間主幹） はい。耕作地というのは載せられないので、恐らく事務研で、どうですかというお話はしていく予定ですが、現状としては、湘南エリアにおいては、耕作証明というと、恐らくこういう「自作地（㎡）」、「借入地（㎡）」とか、どれだけ耕作しているのかを証明するものとして運用していますので、藤沢市でも地番等は出していないような状況でございます。

議長（齋藤義治委員）　そうですか。

事務局（坂間主幹）　それと、1点目の、国のほうであっせん等はどうかという話ですけれども、国有農地自体が、昭和22年でしたか、農地解放で、本来地主さんから国が買い取って小作人に売り渡すというものでしたけれども、それが、小作人の条件が合わなかったりで売れなかった土地が国有農地として存在しているのですが、国の方針として、こういった未貸付地の農地というのは、どんどん売払いを行っていくという方針になっていますので、ここで特段新しい耕作者を探すとか、そういった方向性ではないような形になっていますので、国有農地に関しては、どんどん売払いをして、まあ国が手放したいというような考えを持っているようですので、こういった形での入札という流れになってきているものでございます。

議長（齋藤義治委員）　前は、確かに新聞なんかで入札の情報が出ていたんですが、最近は出ていないですよ、要するに入札地の募集要項が。だから、これをどこでどういうふうに調べたらいいのかなというのは、いつも思うところですけどもね。

事務局（坂間主幹）　この入札の件につきましては、市でも、一応告示という形で知らしめるようなことはしていますけれども、実際、新聞とかには出てはいないと思います。

議長（齋藤義治委員）　はい。

ほかに、何か意見はございませんか。

西山委員。

5番（西山弘行委員）　今の続きですけれども、愛川町のほうは、全部田んぼですよ。鎌倉と藤沢の分は畑ですが、できるんですかね、という純粋な疑問ですけれども。

議長（齋藤義治委員）　坂間主幹。

事務局（坂間主幹）　西山委員のおっしゃるように、愛川に住んでいて遠いということと、田んぼ、畑でと、そういった疑問は出てくるのかなとは思いますがけれども、今回、この農地法3条の法令の中での審査では、農家資格を満たしてい





――  
――  
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第14号を終了いたします。

次に移ります。

日程第8、報告第15号「藤沢市農業委員会規程第9条第2項に基づく報告について」を上程いたします。

事務局からの説明を求めます。

久保主査。

事務局（久保主査） 本件につきましては、まず、議案書9ページから10ページが「農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出」でございます。

藤鶴・村岡・明治地区が5件となっております。

続きまして、11ページから13ページまでが「農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出」でございます。

御所見・遠藤地区が4件、六会・長後地区が2件、藤鶴・村岡・明治地区が5件、合計11件となっております。

以上で説明を終わります。

議長（齋藤義治委員） 本件につきましても、報告事項でございますので、お目通しの上、御質問等がございましたら、お願いをいたします。

――  
――  
議長（齋藤義治委員） ないようでございますので、報告第15号を終了いたします。

以上で、本日予定をしておりました議事については、全て終了いたしました。

それでは、以上をもちまして、8月の総会を閉会といたします。

御審議をいただきまして、まことにありがとうございました。

閉会 午後3時20分

以上のとおり相違ありません。

議 長                      齋 藤 義 治

署名委員（      番）

署名委員（      番）